様式第４号（第６条関係）

　　発第　号

年　月　日

　　　　　　　　　　　様

三股町長　　　　　　　　　　　印

日常生活用具給付却下決定通知書

　　　年　　月　　日に申請された日常生活用具の給付申請については、日常生活用具給付事業実施規則第６条第１項の規定に基づき、下記の理由により却下することに決定しましたので、通知します。

記

１　申請事項

２　却下の理由

(教示)

　この処分について不服がある場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に三股町長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過するとこの審査請求をすることができなくなります。）

　この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内に限り、三股町長を被告として(訴訟において町を代表する者は三股町長となります。)提起することができます。（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この処分の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して３箇月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であれば、提起することができます。（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して６箇月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して１年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）